

# 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版改定のポイント

## 体制の整備等について

### 広域連合

- **広域計画**に、広域連合と市町村の具体的な連携内容を規定
- **データヘルス計画**に、事業の方向性を整理
- 事業の実施に必要な費用を**委託事業費**として交付
- 構成市町村の各関係部局と連携
- 構成市町村へのデータ提供
- 構成市町村の事業評価の支援

### 市町村

- 高齢者医療、国保、健康づくり、介護等**庁内各部局間の連携体制整備**
- 一体的実施に係る**事業の基本的な方針**を作成
- 一体的実施に係る事業の企画・関係団体との連携
- **介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組の実施**  
(例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画 等
- ※ KDBシステムを活用し、被保険者の医療、介護、健診情報等について、広域連合と市町村が相互に連携し、一体的に活用
- ※ 広域連合のヒアリング等を通じた事業内容の調整
- ※ データの一体的分析により地域課題を把握、広域連合からの提供データも活用
- ※ 地域ケア会議等も活用

### 都道府県・保健所

- 事例の横展開・県内の健康課題の俯瞰的把握・事業の評価
- 都道府県単位の医療関係団体等に対する市町村等保健事業の協力依頼
- 市町村に対するデータ分析、事業企画立案支援 等

### 国保中央会・国保連合会

- 研修指針の策定、市町村・広域連合に向けた研修の実施
- KDBシステムのデータ提供
- 保健事業支援・評価委員会による支援

### 医療関係団体

- **企画段階**から取組について調整
- 取組への助言・支援
- かかりつけ医等との連携強化 等
- 事業の**実施状況等を報告**し、情報共有

## 一体的実施プログラム（具体的な取組内容）

### 1 医療専門職の配置

- 保健師等の医療専門職が中心となり、コーディネーター役として**事業全体の企画・調整・分析**を担う。
- **各日常生活圏域単位**で活動する医療専門職がアウトリーチ支援や通いの場等に積極的に関与する。

### 2 通いの場等への医療専門職の積極的な関与

通いの場等に医療専門職が関与することにより、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透を図る。

#### 【通いの場等における医療専門職の取組】

- ア. 通いの場等における計画的な取組の実施
- イ. 通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進
- ウ. 通いの場等を活用した健康教育・相談等の実施
- エ. 通いの場等を活用した健康状態等の把握
- オ. KDBシステムを活用した必要なサービスへの紹介

### 3 KDBシステム等による分析・地域の健康課題の整理・分析

### 4 対象者の抽出

KDBシステムを活用し、被保険者一人ひとりの医療、健診、介護レセプト、要介護度等の情報、質問票の回答等を一括で把握し、支援すべき対象者を抽出。

### 5 具体的な事業実施

- アウトリーチ支援の個別的支援と、通いの場等への積極的な関与の両者で実施。
- (1)健康状態不明者の状況把握
  - (2)健康課題がある人へのアウトリーチ支援
  - (3)元気高齢者等に対するフレイル予防等についての必要な知識の提供

### 6 事業を効果的に進めるための取組

市民自らが担い手となって積極的に参加できるような機会の充実に努める。

### 7 地域の医療関係団体等との連携

### 8 高齢者の社会参加の推進

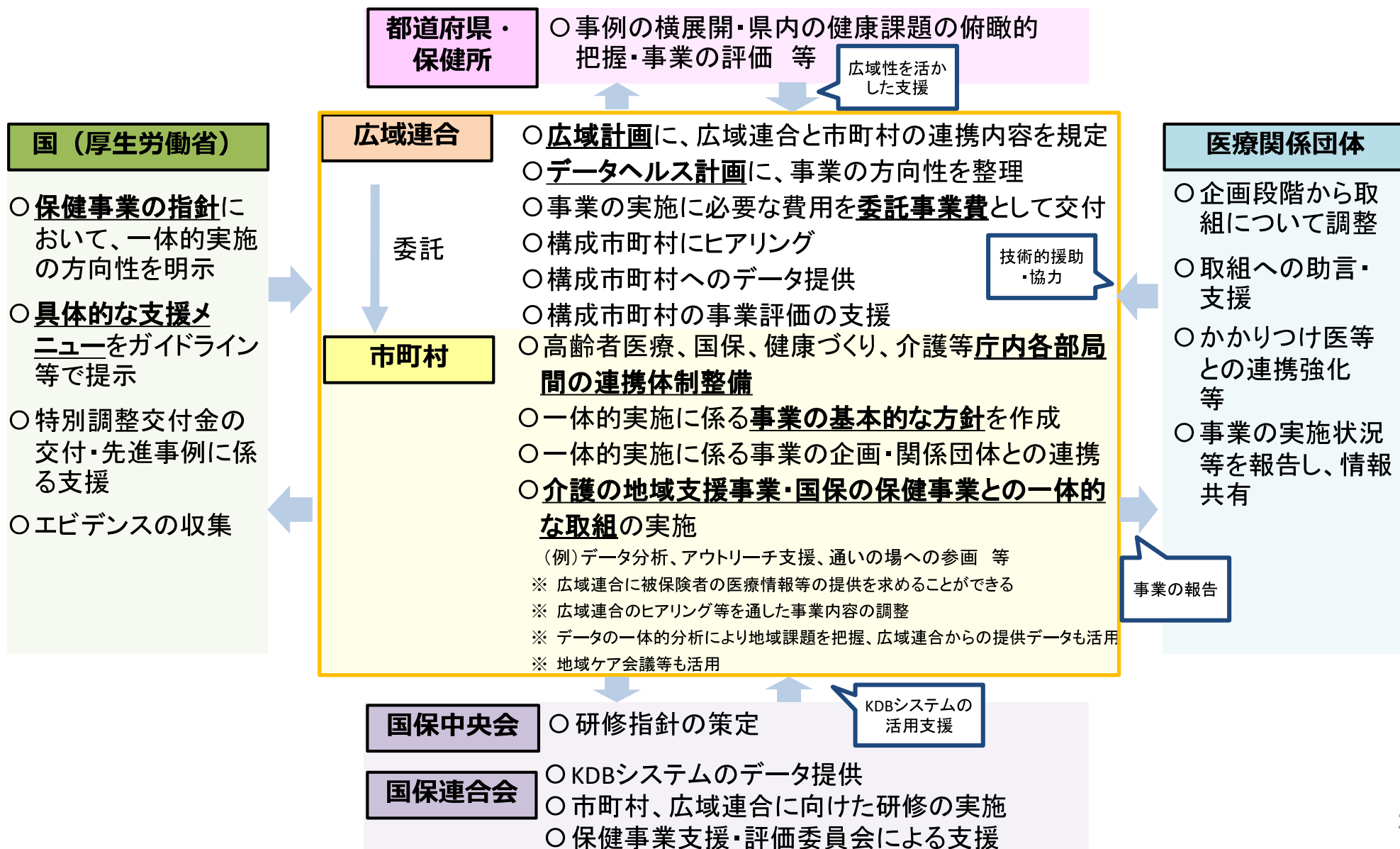
### 9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続

事業実施にあたっては、国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。

### 10 事業の評価

KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善につなげていく。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業**について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**



## ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム

### 1 医療専門職の配置

- ・保健師等の**医療専門職**が中心となり、**コーディネート**を行い、事務職や他の専門職の見解も求めた上で、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、**事業全体の企画・調整・分析**等を行う。
- ・**日常生活圏域単位で活動する医療専門職**（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）は、高齢者の健康状態をトータルに、また多面的にとらえて、高齢者のいる世帯への**アウトリーチ支援**や**通いの場等への積極的関与**を行う。

### 2 通いの場等において医療専門職が関わる意義

通いの場等に医療専門職が関与することにより、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透することを図る。

[通いの場等における医療専門職の取組]

#### ア. 通いの場等における計画的な取組の実施

コーディネートを行う医療専門職と相談のうえ、支援箇所数や回数、内容について年間計画を立てる

#### イ. 通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進

健康づくりに関する啓発活動等を実施する

#### ウ. 通いの場等を活用した健康教育・相談等の実施

通いの場等を健康に関する不安等について気軽に相談できる場所として位置づけ、健康教育・健康相談を実施する

#### エ. 通いの場等を活用した健康状態等の把握

身長、体重、BMIや血圧等の身体指標、また「後期高齢者の質問票」の回答結果をもとに健康状態等の把握を行う

#### オ. KDBシステムの情報を活用した必要なサービスへの紹介

通いの場等における後期高齢者の質問票や各種の測定結果等の情報とKDBシステム等のデータとを突き合わせ、必要に応じ医療の受診勧奨や必要な介護サービスにつなぐ

[留意点]

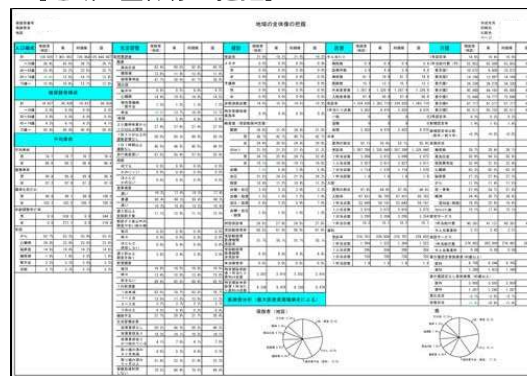
- ・自主運営の状況に配慮が必要
- ・元気高齢者を巻き込んだ取組の実施
- ・住民の希望を尊重した、活動に寄り添う意識を持った関与
- ・全員を対象としたヘルスチェックや結果説明、相談事業等、ハイリスク者が特定されないような取組とするよう配慮

### 3 KDBシステム等による分析・地域の健康課題の整理・分析

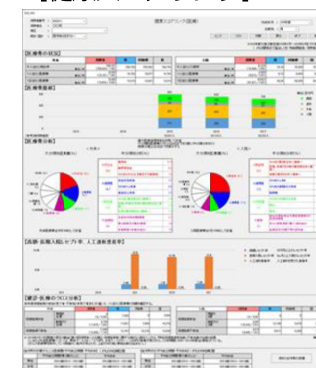
- ・KDBシステムを活用し、被保険者一人ひとりの医療レセプト、健診データ、介護レセプト、要介護度等の情報、質問票の回答等、を一括で把握し、高齢者のフレイル状態等に関する情報も一体的に分析し、**フレイルのおそれのある高齢者等、支援すべき対象者を抽出**する。
- ・地区別や市町村別、県別及び全国での集計情報や同規模等の保険者の情報と比較し、自らの特徴を明らかにする。また、地域の全被保険者を抽出し、集計することにより、**地域の健康課題を把握**する。

KDBシステム帳票

【地域の全体像の把握】



【健康スコアリング】



(令和元年中リリース予定)

- ・このような分析により地域の高齢者の全体像を俯瞰し、支援の必要な高齢者の概数を把握し、地域において必要とされる取組を検討、人的資源・体制の検討をはじめ、実現可能性の観点も踏まえ、保健事業における取組の優先順位付けを行う。
- ・KDBシステムのデータに加え、市町村が有する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ等も活用し、地域の健康課題の整理分析を行う。

### 4 対象者の抽出

- ・特定した健康課題への対応に当たっては、KDBシステム等のデータを活用して、年齢やBMI、検査値等いくつかの条件を設定して対象者の抽出を行う。その値の設定を変えたり、追加の条件を加えることにより対象者の絞り込みを行う。

## 5 具体的な事業実施

健康状態不明者と個別の健康課題がある高齢者へのアウトリーチによる個別的支持と通いの場等への積極的な関与の両者で実施

### (1) 健康課題がある人への（アウトリーチ）支援

#### ア 対象者の抽出

- ・一定期間医療機関を受診していないことが明らかになった高齢者に書面の送付、電話、訪問等の方法により受診勧奨を行う。

#### イ 保健指導の実施

##### (ア) 栄養（低栄養）・口腔・服薬の取組

医療専門職が個々人の抱える課題に応じた助言や指導を行う。

##### (イ) 重症化予防の取組

治療を受けている人の重症化予防に取り組むには、医師会等との事前調整を行った上でかかりつけ医との連携のもと保健指導を行う。  
歯科疾患の重症化予防についても、かかりつけ歯科と連携し、モニタリングを適切に行う。

##### (ウ) 高齢者の保健事業における留意点

- ・アセスメントは個別の課題に限定せず、複合的な視点をもって行う。
- ・高齢者がなぜ健康課題を抱えるに至ったのかについての背景情報も把握する。
- ・定期的にアセスメントを行い、複数回に渡って助言・指導を行う。

### (2) 健康状態不明者の状況把握

- ・健診受診状況・医療機関の受診状況をもとに、健康状態不明者リストを作成し、該当者に対して医療専門職等が電話連絡や個別訪問にて、健康課題の有無を判断するためのアセスメントを行う。
  - ※ 通いの場等に医療専門職が出向き、後期高齢者の質問票も活用する。
  - ※ 健康課題が明らかになった場合は、具体的な個別支援の取組や通いの場、地域包括支援センター等の紹介を行い、必要な介護サービスにつなげていく。

### (3) 元気高齢者等に対するフレイル予防等についての意識付け

- ・医療専門職等が通いの場等で、フレイル予防に関する意識付けを行う。
- ・後期高齢者の質問票のフィードバックや視覚的に分かりやすい資料を活用する。
- ・地域単位で情報提供を行う場合、分析で明らかになった地域健康課題等の提示。

## 6 事業を効果的に進めるための取組

市民自らが担い手となって積極的に参加できるような機会の充実に努める

- ・医療専門職が通いの場等も含めた地域の場に積極的に参加する。
- ・高齢者同士が助言し合える環境を整備し、住民主体の取組とつなげる。
- ・介護予防ボランティアポイント制度等の活用を検討する。

## 7 地域の医療関係団体等との連携

- ・具体的な事業メニューや事業全体に対する助言や指導を得る。
- ・受診勧奨に関する支援や通いの場等への参加勧奨を行うよう働きかける。
- ・健康課題が明らかとなった高齢者に対しての具体的な取組内容の検討に当たっては、実施体制・実施スキーム等について事前に相談する。
- ・医療機関を受診中の高齢者に対し訪問指導を行う場合に、事業内容をかかりつけ医や医師会等に説明し、理解を求め、情報共有を行う。

## 8 高齢者の社会参加の推進

- ・民間の取組、地域の集いの場等（自治会や老人クラブ等）との連携
- ・健康づくりに取り組む個人のインセンティブを高める取組との連携（高齢者が通いの場等に参加することに対しポイント付与等）

## 9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続

事業実施に当たっては、**国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。**

- ・高齢者への訪問指導等の際には、後期高齢者医療制度加入前の情報を活用しながら行うことが望ましい。
- ・前期高齢者からの健康づくり・予防活動の状況など保健指導の記録等も、後期高齢者保健事業の担当者に適切に引き継ぐ。
- ・後期高齢者医療側のデータ分析結果等を国保側に提示・成果の共有⇒協働の必要性の理解につながる。

## 10 事業の評価

KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善につなげていく。

- ・個別被保険者に対する保健指導については、**生活習慣や社会参加の状況、身体状況の変化や医療機関の受診状況、疾病の罹患状況、要介護認定率**等について事業実施前後の状態像を確認することより、事業の成果を確認。
  - ※ KDBシステムの「介入支援対象者一覧（栄養・重症化予防等）」では、事業参加者の登録を行うと、事業参加前後の健診結果、医療費・介護給付費等について個人単位、集団単位での比較が可能となり、事業参加者と非参加者を比較した事業評価を容易に行うことができる。
- ・事業の振り返りの際には、**ストラクチャー（構造：実施体制等）/プロセス（過程：事業の進め方等）/アウトプット（事業実施量）/アウトカム（事業実施効果）**の4つの視点で成功要因や課題等を明らかにし、効果的かつ効率的な事業展開を目指す。



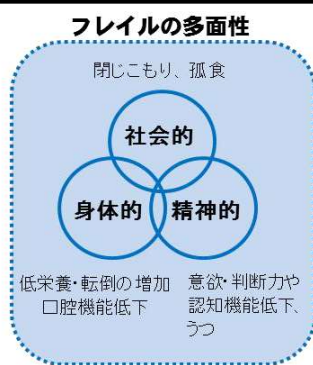
### ③後期高齢者の質問票

#### <後期高齢者の質問票の役割について>

- 1) 特定健康診査の「標準的な質問票」に代わるものとして、後期高齢者に対する健康診査（以下：健診）の場で質問票を用いた問診（情報収集）を実施し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握する。
- 2) 診療や通いの場等においても質問票を用いて健康状態を評価することにより、住民や保健事業・介護予防担当者等が高齢者のフレイルに対する関心を高め、生活改善を促すことが期待される。
- 3) 質問票の回答内容とKDBシステムから抽出した健診・医療・介護情報を併用し、高齢者を必要な保健事業や医療機関受診につなげ、地域で高齢者の健康を支える。
- 4) 保健指導における健康状態のアセスメントとして活用するとともに、行動変容の評価指標として用いる。
- 5) KDBシステムにデータを収載・分析することにより、事業評価を実施可能とし、PDCAサイクルによる保健事業に資する。

#### <質問項目の考え方>

○フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握するという目的から、  
 (1)健康状態、(2)心の健康状態、(3)食習慣、(4)口腔機能、(5)体重変化、(6)運動・転倒、(7)認知機能、(8)喫煙、(9)社会参加、(10)ソーシャルサポートの10類型に整理した。  
 ○高齢者の負担を考慮し、質問項目数を15項目に絞り込んだ。



#### <質問票を用いた健康状態の評価について>

本質問票を用いた評価は、健診の際に活用されることを想定しているが、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における通いの場やかかりつけ医の医療機関など、様々な場面で健康状態が評価されることが期待される。

- ① 健診の場で実施する  
⇒健診を受診した際に、本質問票を用いて健康状態を評価する。健診時は多くの高齢者にアプローチができる機会である。
- ② 通いの場（地域サロン 等）で実施する  
⇒通いの場等に参加する高齢者に対して本質問票を用いた健康評価を実施する。
- ③ かかりつけ医（医療機関）等の受診の際に実施する  
⇒医療機関を受診した高齢者に対して、本質問票を用いた健康評価を実施する。

#### <質問票の内容について>

類型名	No	質問文	回答
健康状態	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
口腔機能	4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
	5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
体重変化	6	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
運動・転倒	7	以前に比べて歩く速度が遅くなって来たと思いますか	①はい ②いいえ
	8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
	9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ
	11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
喫煙	12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
社会参加	13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
	14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
ソーシャルサポート	15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

# 後期高齢者の質問票の見直しについて

平成31年3月28日（木）

第34回保険者による  
健診・保健指導等に関する  
検討会

資料4  
抜粋

	類 型 名	質 問 文	回 答	考
1	健康状態	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない	主観的健康観の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用
2	心の健康状態	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満	心の健康状態把握を目的に、GDS（老年期うつ評価尺度）の一部を参考に設定
3	食習慣	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ	食事習慣の状態把握を目的に項目を設定
4	口腔機能	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ	口腔機能（咀嚼）の状態把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用するとともに、「固いもの」の具体例を追加
5		お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ	口腔機能（嚥下）の状態把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
6	体重変化	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ	低栄養状態のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
7	運動・転倒	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ	運動能力の状態把握を目的に、簡易フレイルインデックスの質問を採用
8		この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ	転倒リスクの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
9		ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ	運動習慣の把握を目的に、簡易フレイルインデックスの質問を採用
10	認知機能	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ	認知機能の低下のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
11		今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ	認知機能の低下のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
12	喫煙	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた	喫煙習慣の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用し、禁煙理由についてのアセスメントにつなげるため、「やめた」の選択肢を追加
13	社会参加	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ	閉じこもりのおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
14		ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ	他者との交流（社会参加）の把握を目的に、基本チェックリストの質問を参考に設定
15	ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ	身近な相談相手の有無の把握を目的に項目を設定

～令和2年度後期高齢者医療制度特別調整交付金の対象となる事業の考え方～  
「広域連合の財源で市町村が実施する事業等」(実務者検討班報告書別紙2より)

【委託事業の実施に係る広域連合及び市町村における体制整備等】

高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、**広域連合**においては、域内の構成市町村と十分に協議した上で、広域計画に構成市町村との連携に関する事項を定め、当該広域計画に基づき、高齢者保健事業を市町村に委託する。**市町村**においては、広域計画に基づき高齢者保健事業の委託を受けた場合において、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。**国は、広域連合が市町村に交付する委託事業費の一部について特別調整交付金を交付する。**

対象事業について

企画・調整・分析

- **事業の企画・調整**
  - ・**庁内外関係者で課題の共有、医療関係団体と連携、地域資源の把握・分析**
- **KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握**
  - ・医療、介護、健診等情報を一体的に活用し、地域健康課題の整理・分析
  - ・日常生活圏域ニーズ調査や健康増進計画等の分析結果も活用
  - ・後期高齢者の質問票等の活用
- **医療関係団体等との連絡調整**
  - ・**事業の企画段階から健康課題の共有、事業企画等の相談を進める**
  - ・**今後の事業展開につなげるため、実施状況等の報告**

高齢者に対する支援内容

高齢者に対する個別支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)の双方の取組を行う

- **高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)**

次のいずれか一つ以上を実施

  - ア 低栄養防止・重症化予防の取組
  - イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組
  - ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続
- **通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)**
  - ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談
  - イ フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等の支援
  - ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じ、医療・介護につなげる

※配慮事項～地域の実情に応じ、駅前商店街やショッピングセンターなど日常的に立ち寄る機会の多い場の活用、ボランティア組織との連携、市民自ら担い手となって参加できる仕組みの検討、住民の健康意識の喚起する取組とする。

広域連合から交付する費用について

1 委託事業費として交付

広域連合は市町村との委託契約に基づき、**市町村の「基本的な方針」や委託契約に定めた事業を市町村が適正に実施することを条件に**、事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付する。

2 委託事業費として想定する額

○ **企画・調整・分析等の業務に従事する保健師等の医療専門職の配置等に要する費用**

年間を通じて当該業務に従事する医療専門職の配置に必要な費用(各市町村に正規職員1名を配置することを念頭に、厚生労働省において予め定額を示すことを予定。)

○ **高齢者に対する個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に従事する医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士等)の配置等に要する費用**

各市町村内の各地域(日常生活圏域を想定)において適切に実施するため、当該業務に従事する医療専門職の配置等に必要な費用(年間を通じて業務を実施することを前提に、厚生労働省において予め定額を示すことを予定。)

※各地域の高齢者に対する支援業務を行う医療専門職については常勤、非常勤等を問わない。

3 委託事業費の対象となる事業を実施する医療専門職の雇用形態等

・**既に市町村に配置されている医療専門職が委託に係る業務を実施する場合であっても交付の対象とする**(広域連合からの委託に係る業務を年間を通じて適正に実施する必要がある)。

4 市町村からの委託に要する費用

**保健事業の一部について、事業の実施、運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託することは可能**であるが、市町村は事業の企画立案や実施状況の把握・検証を責任をもって行う必要がある。なお、費用については厚生労働省において予め提示する定額の範囲内で交付することができる。